

下水道受益者負担金について（答申）

平成19年1月11日

岐阜市公営企業経営審議会

ま え が き

本市の下水道事業は、昭和12年に現在の中部プラントが下水処理を開始して以来、順次、拡張が進められてきており、単独公共下水道区域の中部、北部及び南部排水区についてはほぼ整備を終え、北西部排水区についても一部地域を除き、今年度で概ね整備を完了する予定である。また、昭和59年からは、木曾川右岸流域下水道に接続する関連公共下水道の整備を進めており、東部、芥見及び日置江並びに柳津地域の排水区についても、大部分の整備を終了している。

こうした中、下水道整備を円滑に推進するために必要な建設財源を確保することを目的として、昭和45年に受益者負担金制度が導入され、以後も単独公共下水道及び流域関連公共下水道での下水道整備の進展に伴い、各排水区について、それぞれ単位負担金額が定められてきた。

今回、新たな下水道整備区域として北東部排水区を流域関連公共下水道として整備するため、平成18年1月に下水道法による事業認可を取得した。この新たな区域の受益者負担金を設定する必要性が生じたことから、平成18年7月31日、市長から本審議会に対し諮問がなされたところである。

本審議会は、審議に先立ち事務局から提出された資料に基づき、改めて、下水道事業受益者負担金制度の概要と本市下水道事業の概要、事業費及び財源等全般の状況並びに他都市における受益者負担金の設定状況について詳細に説明を受け、事業の概況や過去の状況等について十分把握しながら、利用者負担や公平性の観点から各委員の知識と経験を生かしつつ各論にわたり検討を行った。

これらの検討を踏まえ、事務局に対し、具体的な受益者負担金の単位負担金額の試算資料の提出を求め、その設定について慎重に審議を尽くした結果、公正かつ公平な負担金額のあり方について意見を集約したので、以下、審議の内容を付記しつつ答申する。

下水道受益者負担金について

1 受益者負担金の額について

受益者負担金制度のあり方については、平成2年の本審議会の答申の際に、負担区制を導入するとともに、単位負担金額の算出の基礎となる対象事業費を

従来の総事業費から面整備に係る末端管渠整備費に改める等の提言を行い、平成 8 年の本審議会の答申の際には、負担区の取扱いについて整理を図り、下水道未整備となっている区域で新たな公共下水道として整備される処理区域については、今後新たに受益者負担金を設定する必要があるとの提言を行ったところである。

今回の区域に適用する受益者負担金については、これまでの答申に基づき、新たな負担区として設定し、単位負担金額の算定は、対象事業費を面整備に係る末端管渠整備費とし、これに 5 分の 1 を乗じて総排水面積で除して算定する方式を適用するという基本的な考え方について確認をし、審議を進めた。

事務局からは、その算定方式に基づき試算された案が提示され、これに対し、委員から意見が述べられた。

まず、北東部排水区の公共下水道の整備範囲について、合併前の岐阜市（柳津町編入前の岐阜市の地域をいう。以下同じ。）においては本管から 50 cm までとしているが、下水道の効率的な維持管理及び普及促進の観点から、柳津地域のように汚水マスまでを公共下水道として取り扱うこととした方がよいとの意見が出された。

これに対し、社会経済情勢の変化や更なる下水道普及の必要性を踏まえて再度議論する必要性も認められたものの、下水道整備がなされていない市街化区域が北東部排水区を残すのみとなった現状において、北東部排水区と合併前の岐阜市の他地域との公平性を図るためには、合併前の岐阜市の方法で取り扱うのが妥当であるとの確認がされた。

また、柳津地域の公共下水道の整備範囲について、合併前の岐阜市の制度へ統一すべきではないかとの意見も出された。この点については、合併協議の中で議論され、柳津地域については現行どおりとされており、また、現行制度のもと整備を行っている最中に制度変更をすることは公平性を欠くことから、今後も従来の制度を継続していくこととなるが、将来的に下水道の整備が全て終了した段階で、維持管理面における制度の差の統一について検討する必要があると確認された。

さらに、提案の積算単位負担金額について、北西部排水区の単位負担金額とほぼ同額となるのはなぜかとの意見が出されたが、北西部排水区の受益者負担金が設定された平成 11 年と比較して物価水準が若干下落しているものの、北

東部地域は北西部地域よりも整備に係る単位面積当たりの管路延長が長くなるため、結果として同程度の負担金額となることが確認された。

最終的には、これまでの経緯や将来への影響に配慮しつつ、公正かつ公平性を考慮した場合、事務局案を採用することは妥当であるとし、今回の負担区に適用する受益者負担金の単位負担金額を1平方メートル当たり230円とすることで意見の一致をみた。

2 農地の徴収猶予について

農地における受益者負担金については、昭和45年に受益者負担金制度が導入されてから現在まで、当審議会においても、徴収猶予制度のあり方について議論がなされてきたが、現在では、受益者からの申請により農地転用までの間は徴収を猶予することとなっている。

本審議会では、今回の受益者負担金の審議に当たり、農地の取扱いについて各委員に意見を求めたところ、現時点で北東部地域のように農地が多い地域において農地に係る負担金を徴収することは理解が得られにくいのではないかと意見が出され、これまでの経緯や社会経済情勢、更には、全市域を対象とした公平性などを考慮した場合、これまで同様、農地転用までの期間は徴収猶予することは止むを得ないものであるとの意見の一致をみた。

ただし、下水道の普及が更に進展する将来においても猶予を継続していくことがよいとは言い切れないことから、本市の市街化区域の整備が完了する時期を目途に、都市計画施策や環境問題などと絡めつつ、徴収猶予制度のあり方について検討を加えることが必要である。

あ と が き

下水道の役割は、従来下水道の普及拡大に重点を置いた汚水の効率的な排除・処理による公衆衛生・生活環境の向上から、現在、下水道が有する多様な機能を通して、循環型社会への転換を図り、21世紀社会における美しく良好な環境の形成並びに安全な暮らしと活力ある社会を実現することへと転換している。

このような中、本市における下水道普及率は平成17年度末で86パーセントを超えるまでになってきているが、下水道未整備区域も残されており、早期

に整備を進める必要がある。

今後は、下水道がこれまでの機能に加え、持続可能な循環型社会の構築を図るための健全な水循環及び資源循環の創出という新たな重要な使命を与えられていることに鑑み、市民に対して、下水道についての認識を一層深めるとともに、その下水道を整備するために必要不可欠な財源である受益者負担金制度の趣旨について、更なる理解と協力を得るための努力を積極的に行っていくよう切に望むものである。

岐阜市公営企業経営審議会委員名簿

会 長	高 橋 弦	岐阜大学地域科学部長
副会長	山 田 洋 一	岐阜商工会議所専務理事
委 員	松 原 徳 和	岐阜市議会議員
"	大 野 邦 博	岐阜市議会議員
"	服 部 勝 弘	岐阜市議会議員
"	小 林 幸 男	岐阜市議会議員
"	近 藤 武 男	岐阜市議会議員
"	四 橋 英 児	(社) 岐阜県経営者協会幹事
"	村 瀬 忠 彦	岐阜市農業協同組合専務理事
"	酒井田 純 二	(社) 岐阜青年会議所理事長
"	山 口 久 夫	岐阜市自治会連絡協議会
"	富 田 耕 二	連合岐阜・岐阜地域協議会議長
"	鈴 木 一 子	岐阜市女性の会連絡協議会会長
"	縄 田 寿 澄	公募委員
"	安 直 哉	公募委員

審議に用いた資料

- 1 受益者負担金のあり方について
- 2 下水道事業受益者負担金制度の概要
- 3 岐阜市下水道事業受益者負担金制度の経緯
- 4 北東部処理分区の概要
- 5 下水道建設事業費及び財源（昭和45年度～平成17年度）
- 6 北東部処理分区の地目別面積及び受益者負担金賦課可能面積表
- 7 受益者負担金農地徴収猶予状況（昭和45年度～平成17年度）
- 8 受益者負担金減免状況
- 9 他都市の受益者負担金の状況
- 10 岐阜市公営企業経営審議会答申書「受益者負担金制度の見直しについて 答申（平成11年8月11日）」
- 11 「岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」の写し
- 12 「岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」の写し
- 13 北東部処理分区の受益者負担金の単位負担金額（案）